

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局監督課

施策名	法定労働条件の確保・改善を図ること  (Ⅲ-1-1)		政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること																																								
	<p>労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。</p>																																										
施策の概要	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>労働基準監督機関による事業場への監督指導等については、労働基準関係法令上問題が認められる事業場を対象とし、その是正を図るために実施されるものである。平成18年については、法違反が認められた事業場について、是正勧告や司法処理を実施しており、施策目標の達成に向けて継続的な取組が行われた。</p> <p>また、最低賃金制度の周知広報については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載することが効果的かつ効率的な方法である。平成18年については、全市町村広報誌の8割以上に掲載され目標を上回った。</p> <p>以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																																										
	<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)</td> <td>131,878</td> <td>121,031</td> <td>122,793</td> <td>122,734</td> <td>118,872</td> </tr> <tr> <td>2 申告処理件数(単位：件)(-)</td> <td>43,898</td> <td>46,009</td> <td>43,423</td> <td>41,003</td> <td>40,234</td> </tr> <tr> <td>3 司法処理件数(単位：件)(-)</td> <td>1,328</td> <td>1,399</td> <td>1,339</td> <td>1,290</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)</td> <td>89.9</td> <td>84.1</td> <td>85.8</td> <td>87.3</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>5 中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>								H14	H15	H16	H17	H18	1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872	2 申告処理件数(単位：件)(-)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234	3 司法処理件数(単位：件)(-)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219	4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1	5 中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-
		H14	H15	H16	H17	H18																																					
1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872																																						
2 申告処理件数(単位：件)(-)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234																																						
3 司法処理件数(単位：件)(-)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219																																						
4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1																																						
5 中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-																																						
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。</li> <li>指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。</li> <li>指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。</li> <li>指標3は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。</li> <li>指標4は、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。</li> <li>指標5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。</li> </ul>																																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直しを行う。」																																								